

河長監第41－2号

令和8年3月30日

河内長野市長 西野 修平 様

河内長野市監査委員

村治 規行

桂 聖

(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

第2 監査対象期間

令和6年度及び令和7年度

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 令和7年10月29日(木)から令和7年12月25日(木)まで

(2) 委員監査 令和8年3月25日(水)

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

<選挙管理委員会事務局>

1 契約事務について

選挙管理委員会は、4つの選挙執行（内1つは無投票）のため、多数の契約事務を実施しており、事務手続きが煩雑なものとなっていました。これらの契約事務の中で、次の点が見受けられました。

- (1) 契約書、仕様書及び業務完了届の履行期間や業務名称に相違や誤記載が多数ありました。
- (2) 見積書の日付が、見積書を徴してよろしいかという内容の決裁の起案日より前のものがありました。

(3) 内容が整っていない業務行程表等の書類が委託先から提出されているものが多数ありました。

(4) 業者選定理由が十分に説明されていないものや随意契約理由の根拠条項が相違するものが多数ありました。

選挙管理委員会事務局は、契約書及び仕様書と現状のかい離を解消し、適切な業者指導を行い、契約事務を処理する必要があります。